

<毒物及び劇物の運搬容器に関する基準（その3）抄>

（平成7年3月16日付け薬発第244号 最終改正）

毒物又は劇物を小型運搬容器（450L以下）に収納して車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合の容器、容器への収納方法その他の取扱いの基準

※毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。）又は劇物（可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く。）に適用。
※中型運搬容器を使用する場合や、高圧ガス保安法第2条に定める高圧ガス・放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合を除く。

通知を確認し、個別の毒物又は劇物ごとに基準に適合していることを確認の上、運搬願います。

①容器の一般規定

- ・ 運搬時における温度変化、湿度変化又は圧力変化によって破損したり、漏れるおそれがないものでなければならない。
- ・ 外部環境における劣化又は内容物による化学的变化により運搬の安全性を損なわないものでなければならない。
- ・ 容器の種類、材質、毒劇物の種類ごとの包装等級に応じて認められる最大内容積又は最大収納重量が定められている。
ex) 硫酸及びこれを含有する製剤は包装等級Ⅱなので、プラスチック製容器は60Lまで

②容器への収納

- ・ 温度変化等により毒劇物が漏れないように密閉する。（ガスの発生により容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、ガス抜き口を設けた容器に収納することが可能）
- ・ 固体の毒劇物は、容器の内容積の95%以下の収納率で収納する。
- ・ 液体の毒劇物は、容器の内容積の98%以下の収納率で、かつ、55℃で漏れないように十分な空間容積を確保する。
- ・ 原則として、1つの外装容器に他の毒劇物を収納してはならない。
- ・ 運搬中に融解するおそれのある固体の毒劇物は、袋類の内装容器（組合せ容器）、ファイバドラム及び袋類（単一容器）に収納してはならない。

③積載の態様

- ・ 容器は落下し、転倒し、又は破損することがないように積載すること。
- ・ 容器の収納口を上方に向けて積載すること（組合せ容器の外装容器及び袋類を除く。）。
- ・ 容器の積み重ね高さは、3メートル以下とすること。
- ・ 積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器が当該積載装置の長さ又は幅をこえないこと。
- ・ 容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。

④運搬方法

- ・ 容器は、著しく動揺又は摩擦を起こさないように運搬しなければならないこと。
- ・ 気体若しくは液体の毒劇物を、車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、標識の掲示、保護具の備えが必要である。

⑤容器の試験

- ・ 落下試験、気密試験（液体を収納する場合）、水圧試験（液体を収納する場合）、積み重ね試験（袋以外）を同一の容器製造場所で製造された同一設計仕様容器の単位で行う。
- ・ 複合容器（プラスチック製内容器付きのもの）及びプラスチック製単一容器は、試験を行う前に毒劇物を収納した状態で6箇月間保管した上で、試験に供する（液体の毒劇物に限る。）。

⑥容器の表示

- ・ 容器が容器試験に合格していることを表示するため、容器に、容器の種類を示す記号、包装等級を示す文字、比重（液体を収容する複合容器、単一容器）、最大収納重量（組合せ容器の外装容器、固体を収容する容器）、製造年（西暦年の下2桁）、国名記号、容器製造業者記号等を表示する。